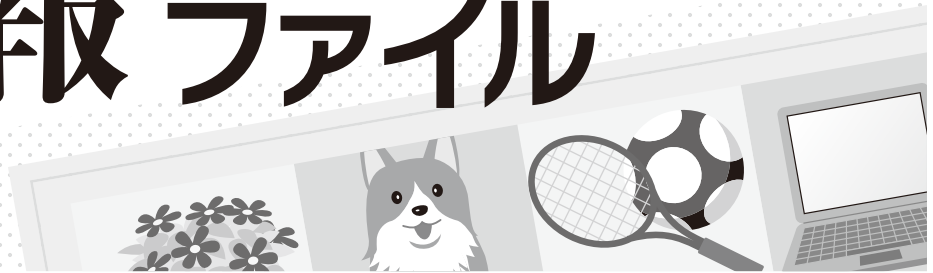


情報ファイル

information file



国保

**国民健康保険税
第3期納期限は
8月31日(金)です**

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。かならず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。申込用紙は、金融機関が市民窓口グループにあります。通帳と通帳に使用している印鑑を持参し、手続きをしてください。

なお、口座振替を利用している方は、残高を確認してください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-1111 (内線261・262)

国民健康保険税の 滞納措置について

国保は、いつ病气やけがをしても安心して医療を受けられる

ように、加入者全員でお金(国保税)を出し合って、必要な医療費を負担していく助け合いの制度です。

災害などの特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」を交付するなどの滞納措置がとられます。

また、督促を受けたり、延滞金加算されたりするだけでなく、滞納処分(財産の差し押さえなど)の対象になることがあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新時には毎回、納税相談を行っています。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合は、保険証を返還していただき、その代わりに「資格証明書」を交付します。これは、国民健康保険に加入しているということを証明するだけのものです。保険証のように1/3割の負担で医療を受けることはできません。かかった医療費はいたん全額を自己負担していただき、後日、申請により医療費の7/9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられます。

納付が困難なときは相談してください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。

また、分割納付などもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めに相談してください。

問合せ先

市民窓口グループ(保険について)

☎52-1111 (内線261・262)

市民窓口グループ(納税について)

☎52-1111 (内線241・243)



安城若者サポート ステーションを ご利用ください

開所時間 月～金曜日 午前10時～午後6時(祝日、年末年始、お盆を除く)
※第2・4日曜日は、休日相談日です。

ところ 安城若者サポートステーション(安城市花ノ木町5-10 花ノ木センタービル3階)

対象 働きたいのに働けない若者たち(15歳～39歳くらい)

相談料 無料

内容 相談・カウンセリング(家族や保護者も相談できます)、就労に向けてのプログラム(セミナー、ジョブトレーニングなど)

問合せ先

安城若者サポートステーション
☎95-3137

